

IV 委員会

1 常任委員会

● 所管事項（平成 29 年 6 月 29 日改正）

総務委員会

市長公室、企画財政部、総務部、税務部、消防局、会計管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属さない事項

健康福祉委員会

健康福祉局、病院局の所管に属する事項

市民環境経済委員会

市民生活部、環境部、経済部、農業委員会の

所管に属する事項

建設委員会

建設局の所管に属する事項

文教委員会

教育委員会の所管に属する事項

広報委員会

議会の広報広聴に関する事項

予算決算委員会

予算、決算に関する事項

《開会状況（令和 6 年中）》

	総務	健康福祉	市民環境経済	建設	文教	広報	予算決算※	計
開会中	8 日	10 日	4 日	6 日	4 日	4 日	58 日	94 日
閉会中	1 日	3 日	2 日	-	1 日	5 日	1 日	13 日
審査時間	13 時間 19 分	18 時間 36 分	3 時間 47 分	9 時間 26 分	7 時間 46 分	5 時間 16 分	49 時間 56 分	108 時間 6 分

※予算決算については、全体会・理事会・各分科会の開会状況の合計

（詳細については 17 ページ及び 18 ページに記載）

● 委員会審査報告

委員会が議案、発議案及び請願・陳情の審査を終了すると、審査報告書を作成する。本会議には、審査結果等を記載した議事日程を配付しており、審査報告書（写）は配付していない。

議案、発議案及び不採択となった請願・陳情については、委員長が本会議において口頭で報告を行う。（先例）

報告の原稿は、担当書記の提出する参考資料に基づき、委員長がみずから作成する。（申し合わせ）

議員は、自己の所属する委員会の委員長及び少数意見者の報告に対しては、質疑しない。（申し合わせ）

2 議会運営委員会

● 委員等

- ・委員の定数は、議会の議決で決める。
- ・所属議員 3 人以上の会派は、所属議員 3 人に 1 人の割合で委員を推薦できる。（申し合わせ）
- ・会派の異動により、所属議員数が 3 人未満になったとき、推薦できる委員数が減ったとき、または委員が所属する会派を離れたときは、当該委員は辞任願を提出する。（申し合わせ）
- ・副議長、2 人会派の代表者、無所属議員は、委員外議員として出席。

● 閉会中継続調査

- ・会期等議会の運営に関する事
- ・議会関係の条例、規則等に関する事
- ・議会運営等議長の諮問に関する事

《開会状況（令和 6 年中）》

	回数
開会中	19 回
閉会中	5 回
計	24 回

3 予算、決算の審査

● 概要

平成 29 年第 1 回定例会までは、定例会ごとに特別委員会を設置していたが、平成 29 年第 2 回定例会より予算決算委員会を設置し、常任委員会化した。

また、予算決算委員会の運営に関する事項を協議するため、予算決算委員会理事会を開き、付託議案の取り扱い（分科会の担当割り振り、分科会の日程、全体会における質疑、討論、採決等）について協議を行っている。

● 予算決算委員会の審査方法

平成 29 年第 2 回定例会より予算決算委員会が設置された。

委員は、議長を除く議員で構成される。

議案付託後は、5 つの分科会（総務分科会・健康福祉分科会・市民環境経済分科会・建設分科会・文教分科会）で担当する事項を審査する。

分科会では質疑のみ行われ、委員全員で行う委員会（全体会）にて、質疑、討論、採決が行われる。

なお、発言時間は所属議員 3 人以上の会派は 30 分以内、2 人の会派は 20 分以内、無所属議員は 10 分以内（答弁を含まない）。

《開会状況（令和6年第1回定例会）》

	全体会	理事会	総務分科会	健康福祉分科会	市民環境経済分科会	建設分科会	文教分科会	計
日数	3日	3日	1日	3日	1日	1日	1日	13日
審査時間	6時間19分	29分	4時間11分	4時間24分	1時間54分	2時間53分	2時間22分	22時間32分

《開会状況（令和6年第2回定例会）》

	全体会	理事会	総務分科会	健康福祉分科会	市民環境経済分科会	建設分科会	文教分科会	計
日数	3日	2日	1日	1日	1日	1日	-	9日
審査時間	51分	15分	17分	37分	21分	8分	-	2時間29分

《開会状況（令和6年第3回定例会）》

	全体会	理事会	総務分科会	健康福祉分科会	市民環境経済分科会	建設分科会	文教分科会	計
日数	4日	3日	2日	2日	1日	1日	1日	14日
審査時間	4時間1分	21分	6時間54分	3時間21分	2時間3分	2時間20分	2時間10分	21時間10分

《開会状況（令和6年第4回定例会）》

	全体会	理事会	総務分科会	健康福祉分科会	市民環境経済分科会	建設分科会	文教分科会	計
日数	6日	5日	2日	2日	-	1日	1日	17日
審査時間	1時間11分	45分	12分	18分	-	14分	11分	2時間51分

《開会状況（令和6年第1回臨時会）》

	全体会	理事会	総務分科会	健康福祉分科会	計
日数	2日	1日	1日	1日	5日
審査時間	10分	5分	6分	21分	42分

《開会状況（閉会中）》

	理事会	計
日数	1日	1日
審査時間	12分	12分

4 特別委員会

令和6年中は設置なし。

5 参考人制度

● 参考人制度

昭和60年1定で、本市議会独自に創設したが、その後、平成3年、地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備した。

● 実費弁償

- ・日当 1,500円
- ・交通費 実費

● 事例（令和6年中）

- ・健康福祉委員会

7月9日

所管事務調査 参考人11人

9月26日

陳情審査 参考人1人

6 委員会の公開

● 傍聴

委員外議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

また、報道関係者席として、常時 2 席を用意している。（申し合わせ）

平成 26 年 3 定から、第 4・第 5 委員会室に難聴者支援のためのヒアリンググループを設置している。

なお、令和 6 年中は、申し出があったものについては不許可なし。

● 傍聴件数（令和 6 年中）

《許可された件数・人数》

	総務	健康福祉	市民環境 経済	建設	文教	広報	予算 決算 ※	議会 運営	全員 協議会	計
件数	1	5	1	3	3	2	17	10	—	42
人数	3	14	1	4	4	2	19	10	—	57

※ 予算決算委員会に係る件数・人数の内訳

	全体会	理事会	総務 分科会	健康福祉 分科会	市民環境 経済 分科会	建設 分科会	文教 分科会	計
件数	6	3	1	3	1	1	2	17
人数	7	3	1	4	1	1	2	19

【件数及び人数の考え方】

- ①件数:傍聴を許可された委員会（全体会・理事会・分科会）の会議数
- ②人数:①の件数ごとに許可された傍聴人数の延べ人数

● 託児ルーム

平成 12 年度から、委員会傍聴の際に、子供連れの方でも傍聴できるよう、保育士等を配置した「託児ルーム」（30 平方メートル）において、乳幼児を預かっている。

なお、対象年齢は、これまで 1 歳から就学前までとされていたが、令和 5 年第 1 回臨時会より、生後 6 か月から就学前までに拡大した。

利用日の 10 日前までに傍聴を希望する日時を連絡願い、保育士等を派遣してもらう。

なお、令和 6 年中の利用者はなし。

市民への周知方法として、「広報ふなばし」、「議会ウェブサイト」に利用案内を掲載している。

● インターネット中継（生中継・録画）

平成 26 年 1 定開会前の議会運営委員会（2/19）から開始

※29 ページ及び 30 ページ参照